

鎌倉市農業委員会 令和元年度 第12回総会 次第	
日 時	令和2年3月25日(火) 14時50分開会 (22分開会)
場 所	鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂
委員名	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、3番 安齊清一、4番 郷原均 5番 平井保男、6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、8番 飯田正実 9番 小泉勝利、10番 和田雅裕、11番 小川壽一 12番 若林安雄、13番 石澤一英 以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・岸名局長補佐・小田職員・名塚職員・酒井職員
欠席委員	8番 飯田委員
議長(安齊会長)	それでは、定刻前ですが皆さんお揃いなので只今から総会を開会いたします。欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。8番飯田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(安齊会長)	次に本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員は、9番小泉委員、13番石澤委員にお願いします。 現況証明委員は、9番小泉委員、11番小川委員にお願いします。 本日は従前の遊休農地解消対策協議会後に開催された、運営委員会の席に出席者全員がおられましたので、議事日程の報告を省略します。
運営委員会に諮り決定した内容	日程第1、報告第31号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件。 日程第2、報告第32号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4件。 日程第3、報告第33号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件。 日程第4、議案第36号、「令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和3年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について。 日程第5、議案第37号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第6、議案第38号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第7、議案第39号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第8、議案第40号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 日程第9、議案第41号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第10、議案第42号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第11、議案第43号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。

	日程第 12、議案第 44 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第 13、議案第 45 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第 14、議案第 46 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第 15、議案第 47 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第 16、議案第 48 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第 17、議案第 49 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第 18、議案第 50 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第 19、その他、諸般の報告について。
議長(安齊会長)	それでは、日程第 1、報告第 31 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第 1、報告第 31 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、着席して、ご報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。 整理番号 1、[] 畑、179 平方メートル外 1 筆、合計 2 筆、213 平方メートルを [] が、令和元年 11 月 10 日、相続により所有権を取得し、令和 2 年 2 月 20 日に専決処分いたしました。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	次に、日程第 2、報告第 32 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4 件、事務局から報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第 2、報告第 32 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4 件、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号 1、[] 田、185 平方メートルを [] が、専用住宅用地として、令和 2 年 2 月 27 日転用のため、令和 2 年 2 月 19 日に専決処分いたしました。 整理番号 2、[] 田、31 平方メートルを [] が、専用住宅用地として、令和 2 年 3 月 3 日転用のため、令和 2 年 2 月 28 日に専決処分いたしました。 整理番号 3、[] 畑、281 平方メートルを [] が、専用住宅並びに共同住宅用地として、令和 2 年 3 月 14 日転用のため、令和 2 年 3 月 10 日に専決処分いたしました。 整理番号 4、[] 田、271 平方メートルを [] が、駐車場用地として、令和 2 年 3 月 16 日転用のため、令和 2 年 3 月 13 日に専決処分いたしました。

	以上4件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	日程第3、報告33号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する決処分の報告について、2件、事務局から報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第3、報告33号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[]田、4.49平方メートルを[]が、[]に賃貸権を移転し、通路用地として、令和2年3月10日転用のため、令和2年3月9日に専決処分いたしました。 整理番号2、[]田、149平方メートル外2筆、合計3筆、186平方メートルを[]が、[]に所有権移転し、専用住宅用地として、令和2年3月13日転用のため、令和2年3月13日に専決処分いたしました。整理番号2については、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
11番(小川委員)	議長。11番。整理番号1番の4.49平方メートルは通路用地と思われるが、奥の方と[]とはどういった関係か。
事務局(岸名補佐)	奥の所有関係は届出の中では確認できません。
11番(小川委員)	議長。11番。奥の方からすると通路が無くなってしまう。何か指導をする必要があるのでは。
事務局(岸名補佐)	議長。できる範囲で公図から所有者、接道関係を調査して、次回報告させていただきます。
議長(安齊会長)	よろしいですか。
11番(小川委員)	はい。
議長(安齊会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	次に、日程第4、議案第36号、「令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和3年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第4、議案第36号、「令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和3年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について、着席して説明させていただきます。まず、手続きの流れについてご説明します。県が施策化等すべき事項及び県から国に施策化等を働きかけるべき事項について、その意見・要望及び理由を農地利用最適化につなげる観点から各市農業委員会が検討し、湘南地区農業委員会連合会に報告します。ここで意見・要望が整理され、連合会としての要望が県農業会議に報告されます。県農業会議では、各連合会からの報告を精査し、特に県知事と直接意見交換を行うものを「令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望」として常設審議委員会で決定します。税制改正要望

	事項は、各市農業委員会から県農業会議に直接報告することになります。それでは、お手元の議案第36号及び参考資料をご覧ください。参考資料②の3ページ、検討項目の例、(2)「農地利用の最適化の推進について」のうち「残土の不法投棄等、違反転用等の防止対策」、「農地情報公開システムの円滑な運用のための支援」を湘南地区農業委員会連合会に報告します。なお、当委員会の要望内容・意見については、昨年度までと同じ内容となっています。以上で、説明を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
13 番(石澤委員)	議長。13 番。昨年度までとほぼ同じ内容とのことですが、これは毎年継続で出して、その後の顛末はわかるか。
事務局(名塚職員)	議長。要望を湘南地区農業委員会連合会を通して県農業会議に提出し、農業会議が精査して国に働きかけるが、精査の段階ではじかれている状況です。
事務局 (岸名補佐)	議長。直接この例に当てはまるか分かりませんが、税制改正の面ではハウス内にコンクリートが敷けなかったものが、昨年の税制改正で敷設できるようになりました。長い期間で要望しないとなかなか国は動かないようです。
13 番(石澤委員)	議長。13 番。国にこの要望があがっていない、その前の段階で却下されてしまうということか。
事務局(岸名補佐)	議長。鎌倉市農業委員会からあげている要望ははじかれている状況です。
13 番(石澤委員)	議長。13 番。却下の理由等は公表されないのか。
事務局(岸名補佐)	議長。鎌倉市農業委員会は違反是正を積極的に行っていますが、本来県知事の権限に属するもので、下話の中では強硬な姿勢で対峙するのは人命にかかわるような案件のみというような話であり、はじかれていると思われます。
事務局(名塚職員)	議長。皆さんに出席していただいている神奈川県農業委員大会の際に説明がありますが、要望を県内全体から拾う中で削られ、少数の要望が国にあげられている状況です。
13 番(石澤委員)	わかりました。
議長(安齊会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 36 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 36 号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第 5、議案第 37 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 6、議案第 38 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 2 件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第 5、議案第 37 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 6、議案第 38 号、

	農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について関連案件ですので一括してご説明します。お手元の議案第37号及び参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。議案第37号は、XXXXXXXXXXから農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。期間は、令和2年(2020年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの3年間です。次に、議案第38号及び参考資料をご覧ください。議案第38号は、ただ今ご説明した議案第37号の土地を農業公社から神奈川県^の事業である、かながわ農業事業者のXXXXXXXXXXに貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。期間は、令和2年(2020年)6月1日から令和5年(2023年)3月31日までの約3年間です。賃借料は、1平方メートル当たり24円、年間25,000円となっています。いずれの案件も新規案件となります。以上で説明を終わります。
議長(安齊会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
4番(郷原委員)	議長。4番。本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、貸出予定地を確認したところ、現在は、農地として適正に管理されており、良好に耕作できる土地であると思われます。以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第37号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第37号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に議案第38号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第38号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第7、議案第39号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第8、議案第40号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第9、議案第41号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上3件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第7、議案第39号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第8、議案第40号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第9、議案第41号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上3件について関連案件ですので一括してご説明します。お手元の議案第39号及び参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案の

	とおりです。議案第 39 号は、 から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。期間は、令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日から令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日までの 5 年間で、次にお手元の議案第 40 号及び参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。議案第 40 号は、 から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。期間は、令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日から令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日までの 5 年間で、次に、議案第 41 号及び参考資料をご覧ください。議案第 41 号は、ただ今ご説明した議案第 39 号と議案第 40 号の土地を農業公社から に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。期間は、令和 2 年(2020 年) 6 月 1 日から令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日までの約 5 年間で、賃借料は、1 平方メートル当たり 24 円、それぞれ年間 24,800 円、7,900 円の合計 32,700 円となっています。議案第 39 号は、農業公社を利用した貸し借りとなりますが、前回までは、農用地利用集積計画による貸し借りを行っており、継続案件と同じと言えます。議案第 40 号は、新規案件となります。以上で説明を終わります。
議長(安齊会長)	次に、現況証明委員の浜野委員から補足説明をお願いします。
7 番(浜野委員)	議長。7 番。本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、各農地の耕作状況を確認しました。 議案第 39 号の土地については、継続案件であることから、耕作状況を確認したところ、ナ、ニ、ク、ワ、サ、メ等が作付けされ、良好に耕作が行われています。 新規案件である議案第 40 号の貸出予定地は、現在作付けは無いものの、良好に管理されています。 いずれの土地も議案第 41 号で借受人となる は、現在、議案第 39 号の農地のみを耕作していることから、議案第 39 号、第 40 号の土地の借受けについては問題ないものと思われます。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、3 件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 39 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 39 号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に議案第 40 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 40 号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に議案第 41 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 41 号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第 10、議案第 42 号、農業経営基盤強化促進法に基づ

	く農用地利用集積計画の決定について、日程第 11、議案第 43 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 2 件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局（岸名補佐）	議長。日程第 10、議案第 42 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 11、議案第 43 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 2 件について関連案件ですので一括してご説明します。お手元の議案第 42 号及び参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。議案第 42 号は、 XXXXXXXXXX から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。期間は、令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日から令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日までの 5 年間です。次に、議案第 43 号及び参考資料をご覧ください。議案第 43 号は、ただ今ご説明した議案第 42 号の土地を農業公社から神奈川県 ^の 事業である、かながわ農業 ^が ター ^の XXXXXXXXXX に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。期間は、令和 2 年(2020 年) 6 月 1 日から令和 5 年(2023 年) 3 月 31 日までの約 3 年間です。賃借料は、1 平方メートル当り 24 円、年間 22,100 円となっています。いずれの案件も新規案件となります。以上で説明を終わります。
議長(安齊会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
4 番(郷原委員)	議長。4 番。本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、貸出予定地を確認したところ、現在は、農地として適正に管理されており、良好に耕作できる土地であると思われます。以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
11 番(小川委員)	議長。11 番。議案第 42 号の賃借期間が 5 年、議案第 43 号の賃借期間が 3 年と差があるのは何故か。
事務局(名塚職員)	議長。農業 ^が ター ^が 新規参入の為、期間が短くなっています。問題が無ければ残りの 2 年間も賃借させる旨、農業公社から連絡が来ています。
11 番(小川委員)	議長。11 番。農業 ^が ター ^の の技量等は担保されているか。
事務局(名塚職員)	議長。今回の 2 名については、平成 29 年 11 月 20 日に開催された、かながわ農業 ^が ター ^{認定} 委員会において営農計画が審査され認定基準を満たしていること、及び営農意欲も十分なことから県知事から認定証が交付され、農業 ^が ター ^と なっています。 農業 ^が ター ^{認定} の基準は、15 歳以上で農業に関する事業、教育、自治体の農業研修等を 2 年以上従事・修了した者で、農業機械等を用し、自らが責任を持って借りた農地を耕作すること、年間の営農日数が 計画上 150 日以上であることが条件となっており、研修を受けて認定されているので、特段問題は無いと判断しています。
11 番(小川委員)	わかりました。
議長(安齊会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2 件を個別に採決したいと思

	いますが、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 42 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 42 号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に議案第 43 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 43 号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第 12、議案第 44 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第 12、議案第 44 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明します。お手元の議案第 44 号をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。■■■■から■■■■に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。期間は、令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日から令和 3 年(2021 年) 3 月 31 日までの 1 年間です。賃借料は、1 平方メートル当たり 24 円、年間 22,100 円となっています。本件は継続案件です。以上で説明を終わります。
議長(安齊会長)	次に、現況証明委員の浜野委員から補足説明をお願いします。
7 番(浜野委員)	議長。7 番。本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、作付けは無いものの、良好に管理されており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 44 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
4 番(郷原委員)	議長。4 番。今の件だが、継続案件で中間管理機構を利用して いないが、何か理由はあるのか。経緯の説明をして欲しい。
事務局(岸名補佐)	議長。中間管理機構を利用したいが、人・農地プランで鎌倉市は 3 年以上の貸し借りを想定している。本件土地に入るために入り 口側の土地を通路とする契約を、入り口側の土地所有者と結んで いるが、当該土地所有者が高齢で、契約内容を忘れてしまう場面 があり、借入側が長期で借りることに不安を覚えている為、中間 管理機構を利用せず、農業経営基盤強化促進法を利用し、1 年間 の貸し借りとなりました。
事務局(名塚職員)	議長。参考資料の左側の地図にある、三角形部分の土地を前回 の貸借の際に通路として利用する契約を結びましたが、当該土地 所有者が今回、貸借の更新に当たり話がかみ合わなかった為、1 年間の貸し借りとなりました。以上です。
議長(安齊会長)	先ほど総員の賛成をもちまして、議案第 44 号は総員の賛成をいた

	だきましたので、承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第 13、議案第 45 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第 13、議案第 45 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明します。お手元の議案第 45 号をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。■■■■から特定非営利活動法人■■■■に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。期間は、令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日から令和 5 年(2023 年) 3 月 31 日までの 3 年間です。特定非営利活動法人■■■■は、別途、停止 条件付で、この制度を利用して借地し、毎年度鎌倉市の農水課に 利用状況が報告されており、現在まで良好に耕作されていることを確認しています。賃借料は、1 平方メートル当り 24 円、年間 38,200 円となっています。いずれの案件も新規案件となります。以上で 説明を終わります。
議長(安齊会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
4 番(郷原委員)	議長。4 番。本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、貸出予定地を確認したところ、現在は、農地として適正に管理されており、良好に耕作できる土地であると思われます。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
5 番(平井委員)	議長。5 番。■■■■は農業者ではなく、植木業だと思うが、実際には何をやっているのか。
事務局(名塚職員)	議長。■■■■は就労支援を目途としている特定非営利活動法人で果樹栽培の作業を通して、社会復帰を目指している人の支援をしています。
5 番(平井委員)	議長。5 番。どういう人達か。
事務局(名塚職員)	議長。精神的面で不安定な人等、社会生活がおくれていない人達の社会復帰のステップとして野外活動などの環境を用意しています。
5 番(平井委員)	わかりました。
4 番(郷原委員)	議長。4 番。手広で活動をしている方か。
事務局(名塚職員)	議長。平成 30 年 6 月に議案で諮り、手広と関谷で 7 月から貸し借りを行っています。
4 番(郷原委員)	わかりました。
議長(安齊会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 45 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 45 号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第 14、議案第 46 号、農業経営基盤強化促進法に基づ

	く農用地利用集積計画の決定について、日程第 15、議案第 47 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 16、議案第 48 号、農地中間理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 3 件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局（岸名補佐）	議長。日程第 14、議案第 46 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 15、議案第 47 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 16、議案第 48 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 3 件について関連案件ですので一括してご説明します。お手元の議案第 46 号及び参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。議案第 46 号は、[] から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。期間は、令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日から令和 5 年(2023 年) 3 月 31 日までの 3 年間です。次にお手元の議案第 47 号及び参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。議案第 47 号は、[] から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。期間は、令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日から令和 5 年(2023 年) 3 月 31 日までの 3 年間です。次に、議案第 48 号及び参考資料をご覧ください。議案第 48 号は、ただ今ご説明した議案第 46 号と議案第 47 号の土地を農業公社から [] に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。期間は、令和 2 年(2020 年) 6 月 1 日から令和 5 年(2023 年) 3 月 31 日までの約 3 年間です。賃借料は、1 平方メートル当たり 24 円、それぞれ年間 27,300 円、37,400 円の合計 64,700 円となっています。なお、いずれの案件も農業公社を利用した貸し借りとなりますが、前回までは、農用地利用集積計画による貸し借りを行っており、継続案件と同じと言えます。以上で説明を終わります。
議長(安齊会長)	次に、現況証明委員の浜野委員から補足説明をお願いします。
7 番(浜野委員)	議長。7 番。本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、議案第 46 号の土地は、現在は、ナバナ、リーフレタス、ルッコラ等の作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。また、第 47 号の土地は、現在は、にんじん等の作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
13 番(石澤委員)	議長。13 番。資料の斜線部分は、既に借りている土地か。
事務局(名塚職員)	議長。斜線部分が現在 [] が耕作をしている土地です。
13 番(石澤委員)	わかりました。
議長(安齊会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、3 件を個別に採決したいと

	と思いますが、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第46号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第46号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に議案第47号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第47号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に議案第48号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第48号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第17、議案第49号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第18、議案第50号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第17、議案第49号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第18、議案第50号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について関連案件ですので一括してご説明します。お手元の議案第49号及び参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。議案第49号は、 から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。期間は、令和2年(2020年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの3年間です。議案第50号は、ただ今ご説明した議案第49号の土地を農業公社から に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。期間は、令和2年(2020年)6月1日から令和5年(2023年)3月31日までの約3年間です。賃借料は、1平方メートル当たり24円、年間37,300円となっています。いずれの案件も農業公社を利用した貸し借りとなりますが、前回までは、農用地利用集積計画による貸し借りを行なっており、継続案件と同じと言えます。以上で説明を終わります。
議長(安齊会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
4番(郷原委員)	議長。4番。本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、ブドウの作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第49号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 49 号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に議案第 50 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 50 号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第 19、その他、諸般の報告について、2 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第 19、その他、諸般の報告について、2 件、ご報告します。諸般の報告 1、農地パトロールについて、ご報告します。今年度 4 回目の農地パトロールを 3 月 13 日(金)に実施予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、実施を見送りました。次回の農地パトロールにつきましては、4 月を予定しておりますが、今後の情勢を踏まえ決定させていただきます。最後に 4 月総会の日程について、報告させていただきます。次回は、4 月 22 日(水)15 時 30 分から、運営委員会は 15 時 10 分から、鎌倉市役所第 3 分庁舎講堂で開催します。諸般の報告は、以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして令和元年度第 12 回総会を閉会いたします。ありがとうございました。
会 長	安 齊 清 一
議事録署名委員 9 番	山 泉 勝 利
議事録署名委員 13 番	石 澤 一 英